

行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：雇用環境の整備に関する事項

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- ・ 男性の子育て目的の休暇の取得促進

(対策)

- 平成 29 年 4 月～ 子育て中の男性職員に対する休暇（看護、学校行事、リフレッシュ等）の取得を促進する。

目標 2：雇用環境の整備に関する事項

育児休業等を取得し又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取り組みの実施

- ・ 女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組みの実施

(対策)

- 平成 29 年 4 月～ 管理職を対象とする研修（生涯研修、人事マネジメント研修、経営マネジメント研修等）を実施する。

目標 3：雇用環境の整備に関する事項

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ・ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

(対策)

- 平成 29 年 4 月～ 通常取得できる有給休暇の取得促進に加えて、年 1 回、連続に取れる希望有給休暇として、3 日間連休（土日を含むと 5 日間連休の場合もあり得る）を取得できる取り組みを実施する。

目標 4：次世代育成支援対策に関する事項

子どもが、保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施。

(対策)

- 平成 29 年 4 月～ 各事業所（施設）内において、対象の労働者を調査・把握する。
- 平成 29 年 7 月～ 対象である保護者のニーズを考慮し、各施設において「子ども参観日」の内容を検討する。
- 平成 29 年 8 月～ 「子ども参観日」の対象期間開始。年 1 回以上開催する。